番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R5.5.19	市政懇談会	湯本	建設部	下水道課	農業集落排水事業について		「湯本南方地区農業集落排水」は、小瀬川、金矢、椚の目、狼沢、湯本の一部地区の汚水を「湯本南方りリーンセンター」で処理しているが、「湯本南方地区排水施設維持管理組合」には、市が湯本南方クリーンセンターの清掃や敷地内の草刈りなど(業務委託)をお願いしており、大変お世話になっている。公共下水道への接続について、岩手県は令和4年8月に「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」として、県内各自治体の農業集落排水の公共下水道への接続が進んでいる農業集落排水はあるものの、全体としては今後その可能性について検討がる必要があるところであるため、岩手県の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」においては花巻市内の農業集落排水施設を「将来における公共下水道への接続が進んでいる農業集落排水はあるものの、全体としては今後その可能性について検討する必要があるところであるため、岩手県の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」においては花巻市内の農業集落排水施設を「将来における公共下水道への接続の有効性を検討する」施設と位置づけている。公共下水道への接続の有効性については、このまま農業集落排水を使い続けた場合の施設の維持管理費や更新費用と公共下水道に接続した場合の接続工事の費用やその後の維持管理費などの経済性の比較により判断することとなるが、仮に施設の維持管理費または将来における更新費用を小さくすることができると判断された場合においても、短期間に発生する接続工事に対する市の負担が大きいと担定されることから、花巻市内の農業集落排水施設を公共下水道に接続するかどうかを決定するためには、市の財政状況などを含めて検討していくことが必要だと考えている。従って、このような状況から公共下水道に接続するかる方が大況から公共下水道に接続するかの共下水道に接続するかる大阪に、国の交付金を活用して行うために今和6年度以降に行う予定としているようである。また、公共下水道への接続車関にごうことになるが、検討の開始時期については、国の交付金を活用して行うために今和6年度以降に行う予定としているよっである。また、公共下水道への接続時期につきましては「未定」ということになるが、検討の開始時期については、対対の大阪に関いているい、現時点において、お話しできる状況にない。
2	R5.5.19	市政懇談会	湯本	商農建設部	商工政政 要 要 本 本 本 本 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	二枚橋地区に隣接する南寺林地区の産業団地計画について	以前、二枚橋地区に隣接する石鳥谷町南寺林地区に産業団地を造成する計画が有ったと聞いているが、現在の状況について伺いたい。	南寺林地区における産業団地の開発については、旧石島谷町において、平原4年に当路地区の団地開発の計画を立ち上げたものの、事業化の目途がつかず 東京18年1月の4市町合併にあたり前石島谷町長から花巻市長職務執行者に交付された旧石島谷町の平成18年1月1日付事務引継書に「南寺林地区について、 賃貸機能を有する産業支援団地として、送手県土地開発公社事業として事業権手していただくよう。花巻市と選生の大きころであり、花巻市をはじめ関係機関 たの連携の下、早期1実現していただきたい。と記載されていただきたり、足形型されていただくよう。花巻市と連として賃貸工場の建設を実現すべきことが新花巻市に引き盤が れていたが、平成18年9月に行われた市議会定例会の一般質問に対し、市が同公社にお額にしたところ、「同公社とすれば新たな事業展開はないとのことであり、 店公社にそのようなお脳しをすることは断きせるだるを得ないしき者争として30 なお、本案件については、合併前に旧4市町による花巻地方合併協議会によって策定されて平成17年2月付新市建設計画の内掲載はされておらず、また、前花巻 市長から花巻市長職務秩行有主交付された日本港市の平成19年1月1日付事務引継書にも、そのような要望は記載されていない。 なお、本案件については、合併前に旧4市町による花巻地方合併協議会によって策定されて平成17年2月付新市建設計画の内掲載はされておらず、また、前花巻 長みから花巻市長職務秩行有主交付された日本港市の平成19年1月1日付事務引継書にも、そのような要望は記載されていない。 このように、旧石島谷町が新花巻市に引き継いだ岩手集土地開発公社による事業として賃貸工場の建設を実現すべきことについては合併後早々に断念されており、その自然の検討を向いますを持ては、南寺林地区を含まりに、南寺林地区を含まれな 東団地の保持郷の一つとして検討し、令和元年9月に策定した「国土利用計画花を市計画「第2次)」においても、南寺林地区を含まり所を新たる産業団地の候構 地として位置付けた。 このうち、一次株地区を変を発しているに大きが表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨(タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
3	R5.5.19	市政懇談会	湯本	農林部	農政課	農業振興地域について	農業振興地域の指定について、どのような形でどのくらいの期間指定されているものか伺いたい。	 【農株部長】 農業振興地域制度については、県がエリアを指定し、その中に花巻市が農用地区域を指定するというものになっている。 農業振興地域の見直しについては、5年に1度見直しが行われることとなっており、今年が見直しの年となっている。 【市長】 農業振興地域の指定については、最近になって指定されたというものではなく、昭和45年から指定されているものである。 花巻は豊かな農業地帯であったために、ほとんどが農業振興地域に指定されている。北上市には荒野もあったために、農業振興地域に指定されなかった土地もあり、その結果工業地帯を作ることができたということである。かつては花巻市においても一部農振除外をしたころはあるかと思うが、50年前と今とではガイドラインの中身も異なっていると思われ、現在、農振除外をしようとする場合には、①事業計画の必要は、緊急性、規模の妥当性、代替性及び他法令の許認可の見込みがあること、②農地の集団性を前さないこと、③素経営や集積に影響がないこと、④土地改良施設への影響がないこと、⑤土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上経過していることの5つの条件を満たす必要がある。 立地を希望する具体的な企業が無いなかで、市が工業団地を造って企業に売却するということは認められず、農振除外をする場合には、企業が具体的な計画を作成し、5つの条件を満たした場合に認められる可能性があるということである。
4	R5.5.19	市政懇談会	湯本	商工観光部農林部建設部	商工労政課書都市政策課	南寺林地区の団地整備について	今の説明について、南寺林は候補地の一つではあったが、立地を希望する企業がないために団地整備ができないということでいいか。	立地企業の具体的な計画がなければ、農振除外が認められないということである。このことについては、県や土地改良区に改めて確認をしているが、やはり、企業の具体的な計画が必要とのことであった。 また、この地域において、もう一つ問題となるのは土地改良事業の受益地となっているということである。土地改良事業が完了すると、その翌年から8年間は農振除外が認められなくなってしまうが、当該地域は現在改良が進められている豊沢ダムの受益地となっている。こうした状況において、市としては、具体的な計画を作ってくれる企業を探したいと考えている。こうした状況において、市としては、具体的な計画を作ってくれる企業を探したいと考えている。また、豊沢ダムの改良事業が完了する前に、南寺林地区に農地を所有する人達に豊沢ダムの受益地から外れてもらうことについて了解していただくということも可能性としては考えられる。受益地から外れるということは、その農地に豊沢ダムの火産をなっななるということであり、米を作れなくなってしまう。売却先の企業が見つかる保証もないために、難しいことだとは思うが、将来を考えてご協力いただけるかということを話す必要があると考えている。花巻市全体の団地の整備や企業の立地の状況を見ながら検討していく必要があるが、今年中にやらなければいけないというものではないので、様子を見ながら対応について考えていく。今、市が整備を進めている山の神実相寺の産業団地については、花巻市でお金を出して整備を進めているが、具体的な手続きは土地開発公社にやっていただいている。平成29年、30年に企業に声をかけた際には、南寺林地域についてはほとんど企業の反応がなかったが、最近では興味を示している企業も出てきている。今後具体的な動きがあるかは分からないが、市としては、興味を示されている企業に具体的な計画を作ってもらい、農振除外ができるよう国や県に働きかけていきたい。
5	R5.5.19	市政懇談会	湯本	農林部	農政課	受益者からの同意集めにつ いて	土地改良区の役員も務めており、最近も 同意の判予集めをしたばかりである。受益 者から同意をもらうとなると何干人という話 にもあると思うので、厳しいのではないかと 思う。	また、4ヘクタールまでは国との協議が必要ないとされているが、4ヘクタールを超える場合には農政局との協議が必要となり、農振除外及び農地転用をするのが
6	R5.5.19	市政懇談会	湯本	市民生活部	生活環境課	地区外住民からのごみの投棄について	二枚橋地区の産業団地に通う人が増えており、地区外の人がごみ集積所にごみを捨てていくということがある。企業ができて活性化になるのはありがたいが、ごみの対策について考えてもらいたい。	北上市ではごみの有料化を行っており、他の地区でも地域外から来る方が地域で管理しているごみ集積所にごみを捨てているようだという話が出ている。 防犯カメラをつけるという案もあるかとは思うが、個人のプライバシーに関わることで難しいと思うので、そういう現場を見たら注意するという地道な取り組みをするし

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨(タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
7	R5.5.19	市政懇談会	湯本	建設部	道路課	道路舗装について	一枚橋地区の産業団地ができたことにより、朝晩の交通量が増えている。 砂利道の農道をスピードを出して走られる こともあり危険であるので、舗装等について 配慮していただきたい。	
8	R5.5.19	市政懇談会	湯本	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織への支援について	動に力を入れて取り組んでいるようであり、 高齢者の1人世帯も増えていることから、非	部分については市としての支援も検討してきたところである。 今後活動を進めていく上では、皆様方にどのような支援が必要かということを考えていく必要があると思うので、地域の皆様と一緒に考えていきたい。
9	R5.5.19	市政懇談会	湯本	地域振興部	地域づくり課	地域づくり交付金の配分基準等について	地域づくり交付金について、どのような基準で各地区に配布しているか、また使い道についてどのような基準を設けているか伺いたい。	地域づくり交付金については、市内27のコミュニティ会議に対して合計2億円を交付しており、その配分については、均等割、世帯割、面積割で積算している。 交付金の用途については、飲食や全員に配布する記念品、政治的・宗教的なものへの使用は認めていないが、地域課題の解決のために必要なものについては、 ハード、ソフトどちらにもお使いいただけるものとなっている。 市では、各コミュニティにおける交付金の使い方について、総会資料等を基に確認をしている。
10	R5.5.19	市政懇談会	湯本	地域振興部	地域づくり課	コミュニティ会議事務職員へ の報酬等について	事務局員への報酬等の支払いもあるかと 思うが、市では基準を設けているか。	コミュニティの事務局員については、振興センターや社会体育館の管理をしていただいており、その分については指定管理料として予算措置をしている。 指定管理業務外の部分について、例えば夜間に会議等がある場合の時間外手当や会長の月額報酬等については、地域づくり交付金の対象として認めている。
11	R5.5.19	市政懇談会	湯本	地域振興部	地域づくり課	地域づくり交付金の用途に関する指導について	地域づくり交付金の使い方について、湯本地区ではほとんど変わらず、総会の場でも意見が出ないため、同じことが続いている。 市から、他の地区でどのような使い方をしているなどの指導はしてもらえないのか。	総会の場で議論をするのは難しいと思うので、普段から地域で話し合ってもらうのがいいと思う。 市で指導することについて、この制度は各地区にお任せするということで始まった制度である。 数年前に岩手大学の先生をお呼びしてコミュニティ会議の方々と話し合っていただいた際には、ハード事業については市で行い、コミュニティ会議にはソフト事業に 専念してもらう方がいいという話も出た。これを受けて、2年ほどかけて様々話し合いをしてきたが、地区によって様々な意見があり、実態も異なることから、同じ基準 で統一するのは無理だという結論となった。 市から地区の取組に口を出すことはできないが、各地区の取組については、市のホームページ等で紹介しており、参考にしていただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨(タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
12	R5.5.19	市政懇談会	湯本	農林部	農政課	花巻の農業について	花巻は以前から農業振興地域と言われている。 自分は兼業農家をしていたが、農業政策 は関東方面の農業と東北の雪の降る地域 を一緒にして考えられている状況であり、 続けられなくなって生産組織にお願いする ことにした。 市内にも農業団体があるので、そういった 方々と協議をして、花巻の農業についてよく 考え、県や国に広げていただきたい。	うな状況になっている。今後さらに需要がなくなるということも間違いない。 輸出すればいいという話もあるが、世界中で値段の高い日本米を購入するという方は少なく、業務用米としての購入を考えても100万トンなどという量にはならない と思う。 そうした状況で食用米の生産を減らさなければいけないというのは、そのとおりだと思う。 花巻には水田が約1万2,700ヘクタールあるが、今年、食用米を生産しているのは6,300ヘクタールほどしかない。 野菜や果樹については作る方の手間がかかることから、生産量が減少している。花巻のリンゴはとても人気があり、作れば間違いなく売れる状況ではあるが、生産 者が減っている。野菜についても、スマート農業を取り入れて行っているが、生産は増えない状況となっている。
13	R5.5.19	市政懇談会	湯本	農林部	農政課	収入保険の掛け金補助について	農業をしており、収入保険にも加入している。 高齢化が進み、体調を崩すこともあり、昨年は減収となってしまった。 このような状況であることから、今後も収入保険の掛け金の補助については継続していただきたい。	収入保険の掛け金補助については、一時的なものということで始めた制度であるが、今後も一部続けるということで進めているところである。 【参考(農林部)】 令和3年度に事業を開始し令和5年度までの3年間、新規加入者、継続加入者の掛け金の自己負担分の1/2を補助してきたものである。3年が経過し、補助事業を始めた年に新規加入を検討した農業者が今年度に申し込み可能となることから、現在の新規加入者、継続加入者の掛け金の自己負担分の1/2補助については令和5年度で一区切りとするが、令和6年度以降も補助を継続することとし、その内容については、現在、検討を進めている。
14	R5.5.23	市政懇談会	新堀	健康福祉部	健康づくり課	コロナウイルス感染症について	5月8日よりコロナ感染症の分布が2類から感染力、重症化が低い5類へと移行との事だが、花巻市としての対応はどの様なものか。	(健康福祉部長) 新型コーナ感染症については、5月8日より、感染症法上の分類が2類から、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行した。 移行に伴い、国も県も新型コロナ感染症の対策本部は5月8日で廃止しており、花巻市においても対策本部は同日付けで廃止とした。 今回の5類移行を受けて、法的な制限ができなくなることから、市の施設の利用制限ガイドラインも廃止したところではあるが、サーモカメラや市窓口のパーテーション、消毒用アルコールは感染予防のため当面の間、設置を続けることとしている。 そのほか、市が行う対策は、主に感染予防の呼びがけ・周知と、ワクチン接種となる。 マスクの着用をはじめとする基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることとなったが、感染防止に有効なことから、マスクの着用や十分な換 気、手指の消毒などについて同知していく。 新型コロナワクチン接種については、特例臨時接種として、本年度は引き続き自己負担なく接種が受けられる。 1・2回目の接種を終えた、追加接種の対象となる5歳以上の全での方を対象に9月を目途に接種を開始する予定ですが、高齢者等重症化リスクの高い方等には、 事態化はずるリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、医療機関や施設の従事者については4月中に接種券を送付しており、5月以降、年齢の高い方から順次接 種予約の案内をお送りし、5月22日から個別医院での接種を始めている。 なお、コロナワクチン接種については、国こおいて来年度以降はインフルエンザと同様に個別の医療機関での接種による定期接種の扱いとする予定であり、市の行う接種については、今年度は段階的にインフルエンザと同じような個別接種へ移行していくこととている。春開始接種では集団接種を実施するが、秋からは、インフルエンザと同様にことの上間様にごものと腹障的にインフルエンザと同じような個別接種へ移行していくこととしている。春開始接種では集団接種を実施するが、秋からは、インフルエンザと同様にごものは同様にでは原始によるに対していただこととなる。新型コロナウイルス感染症にかかる市の対策本部は廃止したことから、健康福祉部において感染状況の情報収集を続けているとこであり、必要に応じて市役所内で情報共有するとともに、今後、病原性の強い新たな変異株が発生したり、急激な感染拡大となった際などには、再度対策本部を設置して必要な対策を講じることしている。 (市長) マスク着用については、基本的に個人の判断となる。 振興センターを含め、市の施設の利用については一切制限がなくなるので、飲食を含めた振興センターの利用については、管理者やイベント等の主催者の判断で実施していただいに結構である。 今日の新聞で神楽の関係者の意見として、5類移行後も公演会場での消毒や検温、来場者の記名が面倒であるとの記事が掲載されており、我々としては周知が徹底されていないことについて大変申し訳ないと思っている。市として、そのような対応をお願いしているものではないので、ご自身の判断で行っていただきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
15	R5.5.23	市政懇談会	新堀	健康福祉部	健康づくり課	コロナウイルスの感染状況 の把握について	市では毎日の感染状況は押さえているか。	市では毎日の感染状況を把握していない。 以前は、感染者が保健所に連絡することで、県が完全に人数を把握していた。昨年からは、花巻市民の感染者数は分からないが、花巻市内の医療機関を受診し て感染が確認された場合に、医療機関から県に報告された人数と、個人で抗原検査を行って県に直接報告された人数が発表されており、正確性という点では非常に 問題がある数字であった。 5月8日以降は定点で医療機関を指定して、その医療機関での感染者数を1週間ごとに県が発表することとなったため、花巻市内の全医療機関での感染者数も県 で把握しておらず、市ではますます分からないという状況である。
16	R5.5.23	市政懇談会	新堀	健康福祉部	健康づくり課	コロナウイルスの感染状況 の把握について	コロナの感染状況についての県のお知らせを見ると「〇〇」と表示されているが、それが人数なのか。	(健康福祉部長) 特定の医療機関を指定して、1週間の感染者数を集計し、1か所当たりの平均値という形で公表されることとなっており、5月8日以降は全国でこのような取り扱いとなっている。 (市長) 感染拡大の状況を把握しようという程度で、毎日の感染者数までは把握しないということに国の方針が変わったものである。
17	R5.5.23	市政懇談会	新堀	農林部	農村林務課	害獣駆除の現状とこれからの対応について	新堀4区では昨年、お寺の敷地、民家の 小屋等3件、日中でも熊の出没があった。 農地には電気網等を設置しいるが、軒 先に入って来る状態である。花巻市での駆 除はどの様な件数なのか。また何か良い対 策があればお知らせいただきたい。	花巻市内のツキノワグマの状況は、令和3年度が目撃件数196件で、捕獲数は24頭、令和4年度は目撃件数は191件で、捕獲数は16頭である。令和5年5月15日現在では、目撃件数が19件、捕獲数0頭となっている。昨年度の同時期と比べると、目撃件数が6件ほど増えているが、今年の春が暖かかったことにより熊の活動が早まったものと考えている。 岩手県は、ツキノワグマによる被害を減少させるため、令和5年度の捕獲上限頭数を県全体で686頭に設定した。令和4年度の捕獲上限頭数の626頭より60頭多く、過去最多の捕獲上限頭数となった。 ツキノワグマが出没した際の対応は、岩手県が定める「岩手県第5次ツキノワグマ管理計画」において、追払いが原則とされているが、人身、農林業被害の防止を目的とする場合に捕獲が認められている。 ツキノワグマの捕獲の際には岩手県の許可が必要であるが、緊急時に限り県から配分された頭数の範囲内で市の判断により捕獲することが認められており、花巻市が市の判断により捕獲できる頭数は令和4年度、令和5年度とも28頭である。 市ではツキノワグマの被害に遭わないための対策をホームページと市広報で周知しており、ホームページでは随時、広報では5月1日号に掲載したほか、次回は8月1日号に掲載を予定している。 具体的には、「ラジオなど音の出るものを携帯する」、「ツキノワグマの行動が活発になる早朝、夕方には周囲に気を付け、森林のそばの農地は、ツキノワグマの出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の木の伐採を行う」、「できるだけ単独での行動を避ける」、「ツキノワグマを誘因するため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底する」、「草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質や、コンポストの発酵臭・サキノワグマを誘因するため、収納庫にきちんと施錠するなど管理を徹底する」、「平東な民権(補、クリ等)は伐採を検討する」などの対策を音様にお願いしている。 市では、ホームページや市広報での周知に加え、花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し有害鳥獣の捕獲活動を行うとともに、有害鳥獣対策支援員を任用して6月から10月の間2人体制で、週3日(月・水・金曜日)ツキノワグマの目撃情報があった地域を重点的にパトロールを行い、ツキノワグマ出没の際は農村林務課あるいは各総合支所地域振興環が警察、頻太会、市の関係部署へ返やかに情報教があった地域を重点的にパトロールを行い、ツキノワグマ出没の際は農村林務課あるいは各総合支所地域振興課が警察、頻太会、市の関係部署へ返やかいに情報状态を確休、力の動対成を強化している。 さらに、有害鳥獣対策アドバイザーを任用し鳥獣対策に関する相談に対応するとともに、希望する集落に出向いて研修会も行っているのでご相談いただきたい。
18	R5.5.23	市政懇談会	新堀	健康福祉部	長寿福祉課	花巻市湯のまちホット交流 事業について	高齢者の介護予防意識の向上や健康増進を図る為の事業とのことだが、利用状況はどうか。 利用したくても高齢で車がなく、利用できる人が限られていないか。 利用券で行ったらあまり良い顔をされなかったという声もある。 受け入れる温泉側の苦労もあると思うが、月一度でもよいから車のない方の為に送迎はできないか。	「湯のまちホット交流事業」は、高齢者の介護予防意識の向上や健康増進を図るほか、交流活動の促進を目的に高齢者の介護予防対策事業として、市内23施設のご理解とご協力により実施している事業であり、令和4年度の利用実績は、申請件数は6,586件(花巻4,852、大迫200、石鳥谷757、東和777)で、のベ利用件数は45,323人となっている。この事業は、平成22年から開始した事業で、交流活動の促進も目的としていたので、友人・知人等が一緒にご利用いただく場合に利用可能としたものであり、交通手段については友人・知人等の中で確保していただくことを想定していたものである。しかしながら、コロナ禍による感染を防ぐとの観点から複数以上の利用は難しいと判断して、令和2年5月より一人での利用も可能と変更したものである。その結果、一人でほぼ毎日利用される方も出てくるなど、この事業の本来の目的と離れてきたことから、令和3年度より利用できる回数を制限することとした。現在、新型コロナウイルス感染症が5類になるなどコロナ禍は収束してきており、社会活動の制限が緩和されていることから、本事業についても本来の目的である「交流活動の促進の目的から友人・知人等が一緒にご利用いただく場合」に戻すことも考えられるところであるが、一人での利用が多いことから、当面はそのような利用も可能な事業として継続することとしたいと考えている。その上で、特に交通手段のない友人・知人等にも声をかけていただき、交流活動を促進する場として、この事業を利用いただきたいと思う。なお、市としては各温泉施設等に引き続きこの事業に対して協力するが表が願いしたいと考えている。ただ、特に個人利用の回数について制限のないときなよ、市としては各温泉施設等に引き続きこの事業にほぼ毎日お見えになり長時間滞在されることで、迷惑に感じていた温泉施設等もあったようである。温泉施設等はあくまでビジネスとして営業しているものであり、この事業に協力するか否かはそれぞれの温泉施設等の営業上の判断によるものである。本事業の利用料はあくまで温泉に入浴することを前提として、長時間の利用までは想定せずに設定されているものであることをご理解賜り、利用をお願いしたいと思う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨(タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
19	R5.5.23	市政懇談会	新堀	地域振興部石島谷	防災危機管理課地域振興課	水害時の新堀地区の指定 緊急避難場所について	新堀地区の洪水時の避難所は東部土地 改良区、戸塚森森林公園駐車場と、段階的 に盛岡南ゴルフ場となっているが、三日場 地区はこれらの施設まで遠く、上っていか なければいけない。 過去に新堀振興センターは浸水したこと がないので、再度新堀振興センターを避難 所に指定してもらえないか。	(地域振興部長) 新堀振興センターに、洪水時を除く、地震等の災害時に指定緊急避難所に指定している。 新堀振興センターについては過去に浸水したことがないとのことだが、避難所の指定に当たっては、1000年に一度の大雨が降った場合も想定して検討しており、今の段階で確実に安全とは言い切れないことから、避難所は高台の場所として進めていきたい。 (総合政策部長) 昨年まで防災関係を担当していた。 県の洪水予想が1000年に一度というところまでの判断が出ており、1000年に一度の大雨が降った場合には新堀振興センターは浸水区域になることから、高台への避難所設置が望ましいということで、地域の方々と複数回にわたり意見交換した経緯がある。その中で、戸塚森森林公園駐車場と盛岡南ゴルフ場(新堀地区)、花巻農業高校の愛農農場(八重畑地区)を使わせていただくことを決定したものである。 市としては、ハザードマツブで浸水区域となっている場所を避難所として指定するべきではないと考えている。また、移動する際に土地だけではなく道路の冠水も想定して指定した避難所であるのでご理解いただきたい。 (市長) 市では国に対し、新堀と八重畑地区の堤防整備を以前から要望しているが、全国で災害により大きな被害と受けている場所などに莫大なお金を使わなくてはいけない状況であり、国からも過去に浸水していない地区であることから優先順位は低いと言われた経緯がある。 国では1000年に一度の洪水想定区域についてはハード整備は行わないが、100年に一度の洪水想定区域はハード整備を行うと話をしている。新堀地域で言えば、1000年に一度の洪水や約1.800人が浸水区域に居住しており、100年に一度の洪水の場合は約1.300人の住居が浸水区域となるため、堤防の必要性を国に要望したところ、河道掘削を実施した上で、輪中堤防を整備するという話をいただいている。 避難する境所については、これまで地域の皆様とは何度も協議してきているが、北上川の東側については、避難しやすい場所がない状況である。例えば四十四田 野が決場した場合、新堀周辺まで影響が及ぶまでに5、6時間かかるので、その間にバスを出して石鳥谷西側の安全な場所まで送り届けることも検討したが、不安であるといった声があり、まずは東部土地改良区を緊急避難場所として指定したところである。 新塚小学校や八重畑小学校の2階も検討したが、道路が冠水した場合に、学校まで行くのは難しく、高い位置に道路を整備することも考えたが、浸水区域の全ての方々が避難する道路を整備することは無理だという結論になった。そうした中で、皆様と協議をして、盛岡南ゴルフ場や愛農農場を指定緊急避難場所としたものである。
20	R5.5.23	市政懇談会	新堀	地域振興部石烏於總合支所部建設部	防災危機管 理課 地域路課 道路課	堤防ができた際の水害想定 と避難場所までの道路整備 について	堤防が出来るまで何百年かかるか分からないが、堤防ができた場合に、水害がどの程度になるのかもシミュレーションしてもらいたい。 以前、戸塚森管理棟が避難所だった時、避難所までの道路に倒木や枝が散乱して危険であったので、木の伐採をするなど避難所までの道路整備をお願いしたい。	
21	R5.5.23	市政懇談会	新堀	総合政策部	人事課	会計年度職員について	現在の会計年度職員は何名いるか。	5月1日現在、市全体で527名である。
22	R5.5.23		新堀	総合政策部		会計年度職員について	会計年度職員の採用は、どこの部署でどのようにして決定しているのか。	基本的にハローワークへ求人を出し、そこから応募していただく形である。 採用については、基本的には採用する課が面接を行っているが、前年度からの勤務実績がある方については勤務態度や勤務実績等も加味している。
23	R5.5.23	市政懇談会	新堀	総合政策部	人事課	市職員の定年延長について	市職員の定年延長も出てくると思うが、職員の定年に合わせた形で会計年度職員を採用し、その合計人数が定員適正化計画の人数となるのか。	公務員の定年延長は今年度末の退職者から順次、2年に1歳ずつ伸びていき、今年度中に56歳になる職員から全て定年が65歳となる。 定年する職員の補充は基本的には正職員で補充することとしており、会計年度職員での補充は考えていない。また、適正化計画は正職員数をどうしていくかの計画となり、会計年度職員は含まれていない。 今後の会計年度任用職員の数については、業務の見直しやDXによる業務の効率化を進めながら、縮小させていく必要があると考えている。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
24	R5.5.23	市政懇談会	新堀	地域振興部石島合	防災危機管理課地域振興課	水害時の新堀地区の指定 緊急避難場所について	避難場所について、堤防もなく、遠い場所 に避難所があるのは不安である。 陸前高田市の嵩上げを見できた。 新堀振興センターの辺りが新堀地区の中 心なので、公共工事等で出た土を盛って避 難所を造って欲しい。造る際には農機具も 避難できるようにして欲しい。	ご意見としては伺うが、嵩上げをするには相当広い面積が必要となり、新堀の良好な農用地を潰すことにも繋がりかねないので、難しいと思う。
25	R5.5.23	市政懇談会	新堀	総合政策部	秘書政策課	花巻市まちづくり総合計画 について	方法をお聞きしたい。 また、課題解決だけではなく、花巻市の魅力を発信して、市民がわくわくするような計	考に案を作成し、パブリックコメントを実施する。当初、9月市議会へ提案し、そこで市議会の議決をいただくというスケジュールを予定していたが、遅れる可能性もある。 民間コンサルは策定作業の開始時点から委託しており、現在も協力し、意見を伺いながら実施している状況である。 また、これまでの市民参画は広報等でもお知らせしているが、23歳以上の一般部門と、22歳までの若者部門のワークショップを開催したほか、10団体以上の各種 団体とも意見交換しながら、素案という形で現在まとめているところである。
26	R5.5.23	市政懇談会	新堀	地域振興部 石鳥谷総合 支所	地域づくり課地域振興課	区長制度について	区長制度を廃止した市町村があるが、花 巻市でも検討しているか。 高齢化により、なり手がいなくなることを 心配している。	他地区の市政懇談会でも区長制度の必要性について意見が出されたこともあり、今年の区長会の役員会でも意見交換を行っているが、区長には地域の代表として様々活動をしていただいているほか、広報の配布などを行政から依頼していることもあり、地域の方々に行政からの情報を伝える上でも重要な役割を果たしていただいていることから、区長制度は継続していく必要があると考えている。区長業務については、多忙化が一つの問題であると認識しており、多忙化の解消についても検討を進めているので、区長会の方々や役員の方々と情報共有しながら、今後どのようにしていくかは一緒に考えていきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨(タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
27	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	健康福祉部農林部	長寿福祉課農村林務課	地域における福祉支援の在り方について	になり地域における介護支え合いを目的とする支援制度の立ち上げを計画している行政区がある。ついては、この福祉支援制度についての説明、取り組む上での課題等をご指導願いたい。	
28	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	市道の草刈りについて	島パイパスが整備された当初は、路肩の草が伸びて交差点の見通しが悪いとの苦情が多かった。 令和3年度には、岩手県の住民団体等への草刈り業務委託制度に加入し、自分た意 の地域は自分たちで重定するという意識をもって実施しているが、市道の草刈りについて、花巻市として補助制度は設けているか。。	市道の草刈りについて、路線によって地域に草刈りを委託しているケースはあるが、地域で草刈りをした際に市で補助金を出すという制度はない。 委託を受ける地域の方々も高齢化が進んでおり、委託を受けることが難しくなってきている地域もあると認識している。
29	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	健康福祉部	長寿福祉課	花巻市の健康寿命につい て	花巻市の健康寿命は何歳となっているか。	本日は資料を持ち合わせていないため、後日回答する。 【長寿福祉課】 健康寿命を補完する指標である「日常生活自立期間」について、健康づくり課が所管する第3次健康はなまき21プラン第2章花巻市の現状「平均寿命の現状」「平 均自立期間の現状」掲載資料(7ページ)を矢沢地域振興会事務局へ送付済

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
30	R5.5.30	市政懇談会		建設部農林部	道路課		草刈りについては補助金がないとのことで、一部では地域の団体が委託を受けているとの話があったが、それ以外は市道に隣接する田んぼの所有者などがボランティアで刈っているということか。 平場であれば、隣接する農地の所有者が刈ってくれることも多いかと思うが、道路と農地の間に高低差があると、中間部分は刈られずに草が伸びきっているところもある。そのように対応が難しい場所については、市で対応してもらえないものか。	また、市民一斉清掃などの機会に、地域で草刈りをしているところもあると思う。 地域への委託については、合併前からの地域性というものもあり、継続してお願いをしているというものである。 市道の維持管理は市の道路課で担当しており、草が伸びてきて、交通安全上、非常に危険だという場合は、市で直接刈ることもある。
31	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課		地域内にも環境保全の会などの団体があるが、そうした団体が草刈りをするのは用 水路で、法面などの草刈りはしてもらえない。	草刈りをする範囲については、地域の取り決めによるものであると認識している。 他地域では、水路だけでなく農道の周辺も草刈りをしている地域もあると認識している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
32	R5.5.30	市政懇談会	矢 沢	建設部健康福祉部	都市政策課長寿福祉課	公共交通問題について	なっており、今後ますます進む高齢化による交通弱者は増大の一途を辿ることが予想される。市としての対応を伺いたい。 また、現在市街地循環パスが運行されているが、矢沢地区は宮沢賢治記念館等の観光名所も多数あり、新たな循環パスの運	「建設部都市政策・都市機能整備担当部長」 本市の地域公共遠面維持條保の取組みは、計画期間を平成29年度から令和5年度までの7か年とする「花巻市公共交通網形成計画」に基づき、花巻市立地適正化計画に位置づけられている拠点間を結ぶバス路線を斡線器を上て進むたり、各拠点内の支機となるバス路線について、民間事業者による路線維持 問題になった場合に、順次、予約6常型場合交通への転換を実施することとしている。 矢沢地域おける公共交通の現状としては、合件前の旧大油町と旧た場市を続ぶ「大油花巻線」、旧東和町と旧花巻市を結び、宮沢賢治記念館や宮沢賢治童話村 などを経由する「土沢線」、地域内を運行する原本工地線にの終緯と38棟、支援・13種が運行されている。 路線がスについては、市ではこれまで「大油花巻線」や「市街地循環」へ入近どのコミューティバスを検」、旧東和町と旧花巻市を結び、宮沢賢治記念館や宮沢賢治童話村 などを経由するし、バス路線の影響を持て関いている形である。今後、岩手県交通株す業者である岩手県交通株式会社では、経営状況や運転士工程と理由に、近年、 市内権数バス路線の遠便をしている状況である。今後、岩手県交通株式会社がどのようにバス路線を維持していくか不透明な状況の中、矢沢地域を運行する国庫 補助路線の「土沢線」についても、補助金額を上回る赤字額となっており、路線の存続について危機感を持っていることのある。 このような状況で、路線バスの維持権保はかく路線のボデ朝の特についての機の存続について危機感を持っているため、市としては、岩手県に対して経営状況が厳しい状況にある岩手県交通に対し、東と関係市町村が一体となった別を支援について変量しており、また、国に対しても運行事業者への財政支援を要望しているとってある。 また、矢沢地域では矢沢、幸田、高木地区以外ではバス路線が無く、また、路線バスが運行している他をごがあることから、市としては、岩手県に対して軽営状況が厳しい状況ある岩手県交通に対し、東と関係市町村が一体となった別数を接続が無く、また、協線バスが運行している他とでは、大ス停留所から離れているなど、一定の交通空白地 域があることは把握しているが、高木地区にはタクシー事業者者もあり、地区によっては利用できる輸送資源が異なっている状況にあるとから、矢沢地域の移動手段の があることは発展のでは単行のよる391人が利用している。 循環がスのルート変更や成大機が高かまでは一般的では一般的で連行を関するが、現在の市街地循環バスは、その 還行形態の利便性から多くの方に利用いただいていると提及のほか、他の地域からもご要望をいただいているとこのではあるが、現在の市街地循環バスは、その 還行形態の利便性から多くの方に利用いただいでいると提及では、他の地域からもご要望をいただいているが、現在の市街地循環バスは、その 遺行が形成であるととから、のでは、神野が関係では、中野が、現在の市街地循環が入は、東の 遺行が形成では、大阪をでは、地域が、東の 電環が入れの一トを更やなが大阪のと通行が表が、大阪のは、地域に関係では、大阪体が、現在の市街地循環が入れて、大阪体が、現在の市街地循環が入れて、大阪体が では、高が大阪の海のでは、大阪体が、大阪体が、現在の 環境が大のの連行を持たいで、市街地の環境が、大阪体が、大阪体が、現在の では、高が大阪を関係が、大阪体が、大阪体が、大阪体が、大阪体が、大阪体が、大阪体が、大阪体が、大阪体

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
33	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	建設部	都市政策課	公共交通に関するアンケート結果の公表について	令和3年11月に矢沢地区の日常や外出 に対する公共交通のアンケート調査が実施 されたが、その結果について都市政策課に 尋ねたところ、公表できないとのことであっ た。アンケート調査の結果は公表すべきで はないか。 また、アンケート調査の集計は市の職員 が行っているかも併せて伺いたい。	アンケート調査については、地域ごとに分けておらず、矢沢地域だけを切り取った資料は作成していないので、ご了承願いたい。 集計については、業者に委託して行っている。
34	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	建設部	都市政策課	公共交通問題について	東十二丁目の公共交通について、都市政 策課と話をした際に、5年間はバス路線の 整備等はできないという話をされた。	おそらく、今の地域公共交通網計画が令和5年度までを計画期間としていることから、その期間内に対応するのは難しいという話をしたものと思う。 市内全域、公共交通に関する課題は様々あり、それに対応するために、令和5年度中に新たな地域公共交通計画を作成することになる。その中でどのように対応 するかを検討することから、対応しないということが決まっている状況ではない。地域の希望どおりになるかは分からないが、5年間何の対応もしないということはな いと考えている。
35	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	建設部	都市政策課	公共交通に関するアンケート結果の公表について	市として広くアンケートを取った結果を公表できないというのはおかしいのではないか。機密性のあるような調査でない限りは公表するべきだと思う。	公表できないと言った経緯が分からないが、ご意見のとおりだと思うので、持ち帰って公表の可否について再度確認したい。
36	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	建設部	道路課	市道の草刈りについて	荒屋敷地区では、20年近く市から草刈り 業務を受託していた。高齢化が進む中、危 険な場所での作業は難しいということで、今 年度は契約を見合わせることとしたが、そ の結果、歩道に草が生い茂ってきており、 景観が悪く危険な状態となっている。 市道であることから、歩道の草刈りを業者 に委託をするなどして、対応してもらえない ものか。	今は具体的な場所も分からないので、持ち帰って担当課にお伝えする。 ※問い合わせの箇所は、花巻南大橋東側の北上川堤防付近から東に180m程までの路線であり、6月12日(月)に道路パトロールで現地確認し、6月下旬に業者委託
37	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	農林部	農政課	指定棚田地域振興活動計 画について	中山間地域には、大迫町や東和町のように国が認めている中山間地域と、旧花巻市のように岩手県特認の中山間地域がある。岩手県特認の中山間地域は花巻市内に約500ヘクタールあるが、そのほとんどは矢沢地域である。この地域は国の認める域間地域ではないため、国の中山間地域に係る事業は活用することができない。国では、市が指定棚田地域振興活動計画を作成すれば、中山間地域として認めるという制度を設けており、人口減少や高齢化が進んでいる現状において、花巻市でも棚田計画の検討をお願いしたい。中山間に係る交付金の財源は国、県、市で3分の1ずつ負担しているが、棚田計画を作成すると国の負担が2分の1をり、県と市の負担が4分の1になるので、浮いた財源を活用して、福祉支援や交通問題も含めた地域課題の解決に取り組んでいただきたい。	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
38	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	農林部	農村林務課	ため池について	駒板地区には湧水だけでできている大きな堤があり、法務局で調べたところ、明治時代からあるもので所有者が100人以上いることが分かった。 昨年、市から届いた防災マップでは、堤が決壊した場合に浸水する範囲が示されていたが、決壊するまで放置することはできない。 共同所有地ということで、51%の賛同があれば整備をすることができるようだが、所有者の状況も分からない状態である。個人の所有地であり、市で整備することはできないのかもしれないが、農業用のため池であるため簡易的にできる対応について検討いただけないか。	「明治時代からの話となると、相当数の相続人となり、調査をするのは難しいと思う。 このような事例は、当市だけに限ったものではないと思うので、県の農政担当にも確認するなどし、市としてできることがあるか調べたい。 【農林部長】
39	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	生涯学習部	スポーツ振興課	矢沢地区へのドームの整備 について	しており、東和の毘沙門ドームを使用している。 矢沢地区には矢沢球場があるが、利用するためには様々な条件があり、利用が少な くなっている状況である。	市として多くの公共施設を抱えており、それらが老朽化してきているというのが一つの課題となっている。 今後作らなければいけない公共施設もあるが、公共施設はできるだけ減らしていくという方針であり、今ある施設については修繕等をしながら維持管理に努めているところである。 過去には、ゲートボール関係の方々から、屋内ゲートボール場を整備してほしいという要望をいただいたこともあるが、財政的な観点からも、優先順位をつけて 様々な施設を整備している状況であり、屋内ゲートボール場のような施設を建てるということは対応しかねる状況である。 毘沙門ドームについても、令和3年度、約1億2,300万円をかけてシート張替と照明LED化を行っている。 新しく施設を作るということは、維持管理費も掛かってくることになるので、ドームの整備は現実的には難しいと考えている。
40	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	市民生活部	生活環境課	岩手県化製油脂共同組合の悪臭について	組んでいるが、市の姿が見えてこない。 臭いがあるときには市に電話をすることに しているが、数字を報告されるだけで、その	悪臭問題に関して、市の対応が見えてこないということについて、お詫び申し上げる。 ここ3年間は、コロナ禍ということもあり、工場への立ち入りも思うようにできない状況であった。さらに、矢沢地域環境対策協議会についても、対面での開催ができずにいたため、対策が見えなかったということになってしまったと思う。 昨年には、佐藤峰樹議員から一般質問を受け、県に対して、県でも立ち入りをし、施設設備について指導を行えるよう県の条例を改正していただきたいと要望しており、今年度も継続して要望することとしている。 5月20日には、市で悪臭技術参与をお願いしている方に来ていただき、立ち入りを実施した。平成28年に改善勧告が出されてから、7年ほどが経過しており、改善勧告を受けて修繕した設備についても古くなってきている状況である。市としては、技術参与のアドバイスをいただきながら、悪臭を減らすための対策を講じるよう指導していきたい。 今後、改善されない場合には、弁明の機会を設け、それでも改善が確認できなければ改善命令が出されることになる。最終的に工場が稼働できなくなり、県内の畜産関係に大きな影響を及ぼすことになるため、農政関係部署や県の保健所など、関係機関と連携しながら対応していきたい。
41	R5.5.30	市政懇談会	矢沢	消防本部		全焼した住宅への対応について	概木部落で昨年の12月に住宅火災が発生し全焼となったが、現在も焼けた住宅が 残っている状態である。 近隣の方は、焼けた家を毎日目にしなが ら生活しなければいけない状況であるの で、早急に対策を打っていただきたい。	個人の財産であり、基本的にはご本人に片づけていただくことと思うが、市としてどのような対応ができるかということについては、情報収集したい。